

令和6年4月30日

保護者の皆様

三原市立本郷中学校
校長 向井 昌行

進学・就職先への学校推薦基準について

保護者の皆様におかれましては、平素より本校教育活動にご支援を賜り、心より感謝申し上げます。
さて見出しの件について、本校では、中学校として生徒を高等学校や職場に推薦する際の基準を設けております。

進学については、進学先で充実した規律ある学校生活を送り、卒業まで頑張ることができる生徒、あるいは就職先においては、まじめに仕事に励むことができる生徒を学校推薦の候補者とします。この基準に基づき、生徒たちの進路実現を支援していくことは、本校の教育目標に合致するものと考えます。

生徒はもちろん保護者の皆様にもご理解をいただき、自ら進路を切り開いていく自己教育力向上の一助として、ご家庭でも学校と歩調をあわせてお子様を支援していただきますよう、よろしく願い申し上げます。

本校としての「推薦」基準について

推薦できる基準

- (1) 当該学校、学科・コースを志願する動機、理由が明白かつ適切であること。
- (2) 当該学校、学科・コースに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
- (3) 高等学校長が推薦基準を定める場合には、その推薦基準を満たすこと。
- (4) 生活態度が良好で、何事にも意欲的であること。

推薦できない基準

- (1) 高等学校長が推薦基準を定める場合に、その推薦基準を満たさない場合
- (2) 次のような反社会的な問題行動がある場合
 - 万引き・無免許運転・喫煙・窃盗・恐喝・夜間徘徊・暴力行為・器物損壊・いじめ行為
 - 脅し行為・不純異性交遊・家出・爆竹等の異常なめいわく行為・誹謗中傷の書き込み行為
 - その他法律に触れる行為や警察の補導対象となる行為
- (3) 中学校における生活規律や学習規律に関して、学校や保護者の指導に従わず、同じようなことを繰り返し、保護者との連絡・協議をしても改善が見られない場合

生徒・保護者からの「推薦希望」に対する『可・否』の判定は、3学年担当と学校長を中心に、全教職員の意見を求めながら、総合的に判断し、校長が決定します。ただし、上記(1)(2)(3)のいずれかに該当する生徒であっても、改善状況等によって推薦を認める場合があります。